

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 法定代表者にかかわる法制度

2006年1月1日から施行された会社法において、董事長を法定代表者とする旨が明記され選択が認められていなかった法定代表者制について、選択制、即ち、董事長、執行董事又は総経理のいずれかの役職者を法定代表者とするを定款で定めることができるように改正されました。今回は、上記の改正の意義や、総経理を法定代表者とする場合の法的留意点等について検討します。

Q: 当社(A社)は、中国において、既に投資性会社を含む外商投資企業を8社設立しています。当社の投資先企業は、外商独資企業のほか、数社は中外合弁企業なのですが、いずれの合弁企業においても、当社がマジョリティを取得しており、董事長及び総経理を当社が派遣しています。

当社は、現在、投資性会社を統括会社として、中国の企業グループを再編し、各現地法人に政策機能、各種の職能権限の移管や、マーケティング及び予算・決算の作成体制の移管を実施する予定です。これまで、現地法人の法定代表者は、当社の社内カンパニーの社長級の者を董事長とし、董事長を法定代表者としていました。この董事長は、中国には駐在していなかったのですが、今後は、各現地法人の法定代表者を、董事長から実務担当責任者である総経理とすることにより、現地法人の意思決定及び事業活動の独立性、即時性を確保していくことを検討しています。

改正会社法の施行により会社の総経理を法定代表者とすることができるようになったとの説明を受けましたが、そもそも会社の法定代表者の意義をこの機会に確認し、及び改正会社法による制度変更について理解しておきたいと考えています。中国の会社における法定代表者の機能や法的規制について、どのような点に留意を要するのでしょうか？

A: 改正後の会社法に基づき、定款に定めることにより、董事長以外に、総経理もこれを法定代表者とすることができるようになりました。外資会社(外商独資会社及び外商合弁会社)においては、その機関構成は、会社法に従うとされており、法的に大きな疑義はないのですが、中外合弁会社については、「中外合資経営企業法实施条例」が董事長を法定代表者とする旨を定めており、総経理を法定代表者とすることについて検討を要します。この点、明確な根拠規定は見当たらないのですが、後述するように会社法の改正時の改正理由にかんがみると、ことさら、中外合弁会社において董事長を法定代表者とし、総経理を法定代表者としてはならないという特別な理由は見出しがたく、この点は、会社法の改正により、上記の「中外合資経営企業法实施条例」の規定が変容したと考えることもできるのではないかと思います。

総経理を法定代表者とする場合には、中外合弁会社であるか、外資会社であるかを問わず、一般的な観点からは、①意思決定機関である株主会及び董事会の職権の区分を明確にし、総経理の職権が意思決定及び業務執行の観点からいかなる範囲に及ぶのかを定款等で明確にしておくこと、②会社の所有者たる出資者の法定代表者たる総経理に対する抑制手段について実際の状況に応じて必要な措置を講じておくことが肝要なのではないかと思います。

1 法定代表者の意義

「民法通則」第 38 条は、「法律又は法人組織の定款の定めにより、法人を代表して職権を行使する責任者を法人の法定代表者とする。」と規定しています。会議体その他の組織体では、会社の対外的行為を行うことができないため、これを会社法及び会社の定款で確定するという制度を通じて自然人をして会社を代表する者とし、これを法定代表者としています。法定代表者は、登記機関に登録された後に法定代表者としての資格を取得すると規定されており（「企業法人法定代表者登記管理規定」第 3 条）、この点は、議論がありえるものの、通常会社においては、工商行政管理局において、法定代表者が登記を経た後に、法定代表者としての対外的な効力を生ずると考えることができます。

「企業法人法定代表者登記管理規定」第 4 条は、法定代表者の欠格要件を定めており、例えば、①民事行為能力がなく、又は民事行為能力が制限されている者、②刑罰を執行され、又は刑事強制措置を執行されている者、③経営不良で破産清算した企業の法定代表者、董事又は経理で、当該企業の破産に対して個人として責任を負い、当該企業の破産清算完了の日から三年を経っていない者、④個人としての負債が巨額で、弁済期が到来しても弁済していない者等は、法定代表者を担当することができず、企業の登記機関はこれを登記しないものとされています。

法定代表者の対外的行為は、会社を代表する行為として、その法的効果は会社に帰属します。このことは、仮に法定代表者がその権限を超えて対外的な契約締結行為を行った場合でも同様です（「契約法」第 50 条）。この点、一般的に代理権がない者が行った契約締結行為等の行為が、本人の追認がなければ本人に法的効果が帰属せず、実際の行為者自身にその法的効果が帰属することになる（「契約法」第 48 条第 1 項）のと法的扱いを異にします。

2 会社法の改正時の法定代表者の扱い

旧会社法第 45 条第 4 項は、有限責任会社について、「董事長を会社の法定代表者とする。」と規定し、また、同条第 3 項において、「董事会には董事長 1 人を設け、副董事長 1 又は 2 人を設けることができる。董事長、副董事長の選出方法は、会社の定款がこれを定める。」と規定し、董事長が唯一の会社の代表者となる旨が規定されていました。上記の条項は、法定される会社代表者に関する規定であり、強行性を有し、例えば、定款でこれと異なる内容を定めても、効力を生じません。法的には、会社においては董事会が最も上位の、株主会により選任される董事により構成される業務執行機関であり、会議体である董事会が代表者となることは望ましくないもので、その長たる董事長が会社を対外的及び対内的に会社を代表することにより、会社の行為と董事会の行為を一致させるという法的な思考が前提とされていたものと思われます。

2006 年 1 月 1 日に施行された改正会社法の改正作業においては、上記の法定代表者に関する規定について、①董事長を必ず唯一の法定代表者とする規制が柔軟性を欠き、会社の自治の精神にも適合しない、②上記の規制が市場経済の実際の状況に適合しない、③董事長が董事会の招集権者とされ、会議を主宰するのであれば容易にその職権の乱用に結びつき、会社の適正なガバナンスの実行を阻害する等の主張がなされ、上記の改正に向けた会社法の改正草案においては、「会社の法定代表者及びその職責については、会社の定款に定める。」、「会社の法定代表者の人数は、1 人又は数人としてすることができる。」といった条項案が立法担当機関に提出されたりもしたのですが、結局、現在の会社法第 13 条、即ち、「会社の法定代表者は、会社の定款の定めにより、董事長、執行董事又は（総）経理が担当し、かつ、会社が法により登記する。会社の法定代表者の変更については、変更登記手続を処理しなければならない。」と改正されるに至りました。外商投資企業の一般的な会社類型である有限責任会社で董事会を設置する場合には、上記の会社法の規定により、董事長又は総経理のいずれか 1 人を法定代表者とし、これを定款に定めることとなります（なお、中外合弁会社については後述します。）。

3 法定代表者に関する法的留意点

会社法第13条は、旧会社法が法定代表者を唯一の者とする、即ち、複数の代表者を認めないことを維持しました。この点、法定代表者の設置については、会社の完全な自治を排し、法定制度を維持していることを意味しています。

中国では、董事が担当する会社の管理体制を法的伝統として董事長を法定代表者とし、他方で、国有企業のメカニズム改革実行時において、工場長や総経理による責任制を定め、これらを会社の管理事務に従事する業務補助者として、代理人(法定代表者とは異なる会社を代表する者で支配人と類似する業務執行者)としてきました。会社法の改正は、上記の法的伝統を崩した改正といえます。

仮に総経理を会社の法定代表者とした場合には、会社の権力機構(最高意思決定機関)である株主会により選任される董事により構成される、会社の意思決定機関であり、業務執行機関である董事会において、対外的業務執行に係る権限が総経理に属し、2分化される法的状況が生じます。総経理が董事会により任免されることから考えると、所有者たる株主から見ると、総経理による対外的業務執行については、董事会を通じた間接的な抑制のみが働くことを法が予定している状態となります。

4 「中外合資経営企業法实施条例」第34条との関係

「中外合資経営企業法实施条例」第34条は、「董事長を合併企業の法定代表者とする。…」と規定して、董事長が唯一の法定代表者である旨を規定しています。上記の規定は、会社法の改正前に設けられた規定であり、旧会社法の法定代表者の規定と適合しています。会社法が改正された後には、上記の条項をどのように考えるべきでしょうか？この点についてどのように解釈すべきかを明確に定める法律や行政解釈文書は見当たりません。中外合併会社では、権力機構が董事会とされ、株主会を設置することが法的にはできません。この点は、旧会社法下においても、現在の会社法下においても、通常の有限責任会社と機関の構成やその位置付けを異にしています。董事長も、中外いずれかの合併当事者が任命派遣する董事中から合併当事者が合意し(通常の場合には、合併契約及び定款に規定してその任命派遣者を確定しています。)、又は董事会による互選により選任されます。この意味では、会社法が予定する董事長よりも出資者(合併当事者)の意思がより強く反映される董事長を法定代表者とする旨を規定しています。その理由は、いくつか考えることができますが、前記の会社法の改正時の法定代表者に係る条項の改正理由が中外合併会社においても妥当することから考えると、ことさら、中外合併会社において、董事長を法定代表者とし、総経理を法定代表者とすることを認めないとする特別な理由は見出しがたく、会社法の改正により、「中外合資経営企業法实施条例」第34条についても、法が変容したと考えることもできるのではないかと思います。

実務的には、中外合併会社においても、総経理を法定代表者とする旨を合併契約及び定款に明記し、これに従い総経理を法定代表者として登記している例も見られます。この点は、各地方の政府機関により異なる解釈や、実務上の取扱いがある可能性もあり、仮に、中外合併会社において、総経理を法定代表者とする場合には、念のため、当地の政府機関にその実行性を事前に確認した方が無難でしょう。

5 法定代表者に対する留意点

本件のケースでもそうですが、①董事会は、法的には、業務執行機関としての性質も有するものの、実際には、会社の重要事項について討論・決議をする意思決定機関として機能しており、董事も会社に常駐しない者で構成される場合が多いこと、②会社の業務執行については、会社に常駐する総経理が責任者としてこれを取り纏めていることといった状況を前提として、業務執行上の判断及び対外的及び対内的な法律行使その他の事業上の行為の権限を総経理に認めることが、業務執行の適格性、即時性等に適うという状況が生じてきているようです。

このこと自体は、企業ごとに状況が異なる場合もあるでしょうが、仮に、総経理を法定代表者とする場合には、中外合併会社であるか、外資会社であるかを問わず、少数の個性のある出資者により構成される外商投資企業について、一般的な観点からは、①意思決定機関である株主会及び董事会の職権の区分

を明確にし、総経理の職権が意思決定及び業務執行の観点からいかなる範囲に及ぶのかを定款等で明確にしておくこと、②会社の所有者たる出資者の法定代表者たる総経理に対する抑制手段について実際の状況に応じて必要な措置を講じておくこと、即ち、a)総経理の業務執行行為について出資者又は株主会に必要な報告がなされる制度を定款等の規定を通じて確立すること、b)例えば、総経理の任免を株主会が行う旨を定款に定め、業務執行行為に会社の権力機構の意思がより直接的に会社の業務執行について反映されるような制度を構築する(個人的には、会社法が定める機関構成は強行法規範であり、総経理を株主会が直接任免することは会社法規範に反すると思うものの、実務的には、上記のような規定を設けた外商投資企業の合併契約及び定款も認可を受け、当該規定に従い運用がなされている例があります。)等の措置を講じておくことが肝要なのではないかと思えます。

露木・赤澤法律事務所

弁護士 赤澤 義文

外国法研究員 封 震

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆8月の主要経済指標

国家統計局は9日、8月の主要経済指標を発表した。1-8月の固定資産投資は前年同期比+25.0%と引き続き高い水準を維持。消費者物価指数(CPI)は前年同月比+6.2%と、先月より0.3ポイント下落したものの、6%超の高水準で推移している。食品価格が引き続き物価を押し上げており、前年同月比+13.4%、うち、豚肉+45.5%、卵+16.3%、水産物+14.7%、油脂+17.1%となった。社会消費財小売総額は、前年同月比+17.0%と安定推移が続いている。対外貿易は、輸出が前年同月比+24.5%の1,733.2億米ドル、輸入が同+30.2%の1,555.6億米ドルで過去最高を記録した。

<8月の主要経済指標>

項 目	金 額	前年比(%)	
固定資産投資 (除く農村企業投資)*	(億元)	180,608	25.0
第一次産業	(億元)	4,176	23.0
第二次産業	(億元)	79,154	27.0
第三次産業	(億元)	97,278	23.6
工業生産(付加価値ベース)**	-	-	13.5
社会消費財小売総額	(億元)	14,705	17.0
消費者物価上昇率(CPI)	-	-	6.2
工業生産者出荷価格(PPI)	-	-	7.3
工業生産者購買価格	-	-	10.6
輸出	(億ドル)	1,733.2	24.5
輸入	(億ドル)	1,555.6	30.2
貿易収支	(億ドル)	177.6	

*:1-8月の累計ベース。

**:独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象
(出所:国家統計局等の公表データ)

◆中国のグローバル競争力 26 位に

世界経済フォーラムは7日、「グローバル競争力レポート(2011~2012)」を発表した。最新のグローバル競争力ランキングで、中国は142ヶ国・地域のうち26位となり、昨年より1つ順位を上げた(上位10ヶ国は下記<表1>ご参照)。同レポートは、競争力を決める要素として①制度、②インフラ、③マクロ経済環境、④健康・初等教育、⑤高等教育・職業訓練、⑥商品市場の効率性、⑦労働市場の効率性、⑧金融市場の成熟度、⑨技術の応用力、⑩市場の規模、⑪ビジネスの成熟度、⑫革新力、の12分野111項目を取り上げ、独自の調査手法で各国・地域のグローバル競争力指数(GCI)を算出している(中国の12分野別の順位は下記<表2>ご参照)。なお、中国ビジネスの問題点について行ったアンケート調査では、インフレ(11.6%)、資金調達難(11.5%)、非効率な官僚主義(10.9%)、不安定な政策(9.9%)、汚職(8.5%)がトップ5位に挙げられた。

<表1>グローバル競争力ランキング上位10国・地域

2011~2012 順位	(2010~2011 順位)	国・地域	グローバル 競争力指数
1	(1)	スイス	5.74
2	(3)	シンガポール	5.63
3	(2)	スウェーデン	5.61
4	(7)	フィンランド	5.47
5	(4)	米国	5.43
6	(5)	ドイツ	5.41
7	(8)	オランダ	5.41
8	(9)	デンマーク	5.40
9	(6)	日本	5.40
10	(12)	イギリス	5.39
26	(27)	中国	4.90

(出所):「グローバル競争力レポート(2011~2012)」

<表2>中国の分野別の競争力

分野	順位	グローバル 競争力指数
①制度	48	4.30
②インフラ	44	4.60
③マクロ経済環境	10	6.20
④健康・初等教育	32	6.20
⑤高等教育・職業訓練	58	4.30
⑥商品市場の効率性	45	4.40
⑦労働市場の効率性	36	4.70
⑧金融市場の成熟度	48	4.40
⑨技術の応用力	77	3.60
⑩市場の規模	2	6.80
⑪ビジネスの成熟度	37	4.40
⑫革新力	29	3.90

(出所):「グローバル競争力レポート(2011~2012)」

◆2010年のGDP成長率 10.4%に上方修正

国家統計局は7日、2010年のGDPを前回発表の39兆7,983億元から40兆1,202億元に、GDP成長率を前回の10.3%から10.4%に上方修正したことを発表した。産業別伸び率の改定値では、第一次産業が4.3%と従来不変、第二次産業が0.2ポイント上がって9.6%、第三産業が0.1ポイント上がって9.6%となった。

【産業】

◆国務院 第12次五ヵ年規画期間中の省エネ・排出削減方針を発表

国務院は7日、「第12次五ヵ年省エネ・排出削減に関する総合活動計画」(国発〔2011〕26号)を発表した。2015年までに、GDP1万元当たりのエネルギー消費量を0.869トン(標準炭換算)と2010年比16%削減し、化学的酸素要求量(COD)と二酸化硫黄排出量についてもそれぞれ2010年比8%削減するとの数値目標を掲げた。また、第12次五ヵ年(2011～2015年)の方針について、①財政面では、中央、地方財政の省エネ・排出削減分野への資金投入拡大、政府調達における省エネ製品比率の引き上げ、②税制面では、省エネ・排出削減関連事業に対する所得税と増徴税の優遇、環境保護税の徴収範囲拡大、輸出入関連税の調整による高エネルギー消費・高汚染製品の輸出抑制、③資金調達面では、金融機関による省エネ・排出削減関連プロジェクトへの融資促進、高エネルギー消費・高汚染業種に対する融資条件の引き上げ、④産業の高度化については、「加工貿易禁止類商品目録」の改定による加工貿易への参入基準引き上げ、サービス業及び戦略的新興産業のGDPに占める割合拡大など、上記数値目標を含めた全50項目が示されている。

◆8月の自動車生産・販売 前年比、前月比ともに一桁増にとどまる

中国自動車工業協会の発表によると、8月の自動車生産台数は前年同月比+8.72%の139.30万台、販売台数は同+4.15%の138.11万台と小幅に増加し、前月比でも、生産台数が+6.66%、販売台数が+8.29%とプラスに転じたものの、前年比の伸びは引き続き一桁台にとどまった。前年比2桁増となった今年1月以来、伸び率は生産・販売ともに1桁増もしくは前年比マイナスと低迷している。これまで自動車市場を牽引してきた排気量1,600cc以下の小型乗用車の8月の販売台数は71.77万台で、前年同期比+4.53%、前月比+9.21%と増加したものの、シェアは65.53%と、前年同月比1.85ポイント減少した。なお、昨年より実施されている省エネ車の購入税優遇政策について、その適用条件となる燃費基準が10月1日より引き上げられる予定となっており、今後の自動車市場に及ぼす影響が注目される。

【金融・為替】

◆8月の人民元新規貸出増加額 5,485 億元

中国人民銀行の11日の発表によると、8月の人民元新規貸出額は5,485億元と、前年同月比93億元増加した。外貨貸出増加は59億米ドルとなった。8月末の人民元預金残高は前年同月比+15.5%の78兆6,700億元、マネーサプライ(M2)は同+13.5%の78兆700億元となっている。

人民元の動き

日付	USD				JPY (100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比							
2011.9.5	6.3874	6.3854~6.3890	6.3858	0.0032	8.3141	0.0042	0.81983	0.0004	9.0358	-0.0508	4.8900	2596.27	-51.84
2011.9.6	6.3905	6.3805~6.3919	6.3908	0.0050	8.2900	-0.0241	0.81993	0.0001	9.0663	0.0305	4.4800	2587.63	-8.64
2011.9.7	6.3908	6.3893~6.3973	6.3940	0.0032	8.2863	-0.0037	0.82021	0.0003	9.0066	-0.0597	4.3500	2635.32	47.69
2011.9.8	6.3870	6.3832~6.3882	6.3840	-0.0100	8.2474	-0.0389	0.81892	-0.0013	8.9799	-0.0267	4.0000	2617.31	-18.01
2011.9.9	6.3880	6.3854~6.3896	6.3882	0.0042	8.2349	-0.0125	0.81965	0.0007	8.8604	-0.1195	3.6300	2616.10	-1.21

RMB レビュー&アウトルック

先週の人民元相場は6.3874で寄り付いた。米景気の見通し悪化、欧州の債務危機をめぐる懸念が高まるなか、中国人民銀行が人民元対ドル基準値を人民元安に設定したことを受け、軟調に推移。7日に週間安値となる6.3973まで下落したが、週末にかけて反発し、結局6.3882で越週している。8月の消費者物価指数上昇率は前年比プラス6.2%と前月の6.5%から減速したが、インフレ率が依然として高いことを示す結果となった。一方で、今後、食品価格の下落によりインフレ率の伸びが鈍化する可能性が指摘されており、中国当局における金融引き締めの見送り観測が高まっている。このような中、人民元は当面6.37台から6.39台で方向感の出にくい展開が基本線だが、インフレ抑制手段として中国当局は人民元相場を利用する意向であると考えられることから、引き続き上昇基調を辿るだろう。(9月12日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)